

法要から見る萩藩一門家元祖をめぐる藩内秩序

根本 みなみ

はじめに

近世大名家の分家に関する研究は、従来、将軍と直接奉公関係を持つ分家、いわゆる支藩や旗本化した家を中心となっていた^①。しかし、大名家の分家はこのように、ある程度の自立・自律性を有する藩外分家だけではない。家中に目を向ければ、そこにも大名家の分家は存在している。これら藩内分家は、その成立時期や存在形態（大名家との関わり方や奉公形態など）が一樣でないものの、家臣団において最上級家格に君臨していた。こうした藩内分家と本家たる藩主の関係を考えるに当たっては、あまりにも系譜関係が明白であるためか、改めて分析対象となることがなかったように思われる。しかし、本当に藩内分家は、議論の余地のない、自明の存在であるのだろうか。

近世を通して、こうした藩内分家、いわば、藩主家との血縁によって家格を保証されている家を中心となった騒動は数知れない。たとえば、延宝九年（一六八一）に終結した越後騒動の中心となった永見大蔵と小栗美作の対立に関し、佐藤宏之氏は藩主の異母弟である大蔵の「身分的優位性は、主君・主家の身分的優位性の派生^②」とし、「事業の成功により、

光長の信頼を得ていった^③」美作と対照的に位置づけている。

また、御家騒動の関連で言うならば、伊達騒動における一門の役割も見逃すことが出来ない。仙台藩伊達家における一門は、役職へは就任しないものの、家臣団における最上級家格として、主君の押し込めという決断を下したのである^④。つまり、藩内分家である一門はその血統に由来する特異性から、藩内においても特殊な地位を与えられており、その影響力を軽視することは出来ない。

さらに、これらの藩内分家は、支藩と呼ばれる藩外分家と同様に、本家たる藩主家の血統保持の役目をも担っていた。津藩藤堂家を事例に分析した深谷克己氏は、支藩である久居藩だけではなく、津藩藩士である藤堂出雲家も藩主となる人材を輩出しているという点を指摘し、藩内分家も支藩同様に本家血統保持の役目を担っていたとして^⑤いる。また、同様に、先述の仙台藩においても、五代藩主・吉村は一門の宮床伊達家の出身である。

このように、一門は、本家の血統保持という役目を担いながらも、時には騒動の中心ともなり得た。さらには、その知行高や格式から、時には本家であり主家である藩主家からの独立とも理解される動向を取るこ

ともあった点は軽視出来ないであろう。⁶⁾ 藩主家を支えるときにも、その存在や権威を脅かす可能性を内包していた一門とは、家中においてどのような位置づけられていたのだろうか。この課題に関し、本稿においては、萩藩毛利家を事例に検討していく。

萩藩毛利家においては、家臣団最高位として一門と呼ばれる六家が存在していた。六家の系図については【系図一】の通りであるが、注目すべきは、これら全ての家は藩主家と同様に藩祖・元就の子孫として位置づけられる家であるという点である。この一門という存在については、加判役を始め当職や場合によっては藩主側近である当役に就任し、しばしば藩政史研究上では言及されてきた。⁷⁾ しかし、一門という存在を考えるに当たり、こうした藩政史の文脈上からの視点のみで十分と言えるであろうか。

ここで、筆者が強調したいのは、一門が持つ藩主家との系譜関係である。先述したように、一門は近世以前に藩主家である萩藩毛利家との系譜関係を有している。しかし、この系譜関係には、元就の子どもを始祖とする家の他、孫の代に分家した家や元就の娘の嫁ぎ先である家も含まれていた。つまり、一門六家とは言いながらも、簡単に元就の子孫として一括りにしてしまうことは出来ない存在であったと言える。

そこで、本稿において検討するのが、一門家元祖をめぐる遠忌法要である。この元祖（元秋については始祖）は、皆元就の子や孫、娘婿といった人物である。そして、これらの遠忌法要に際し、藩は使者を派遣し、香典を与えている。これは、一門の他構成員の法要には見られない特徴であり、彼らが元祖（始祖）として区別される要因の一つである。

ここで、本稿が注目したいのは、この元祖（始祖）が藩からの特別待遇を受ける根拠である。結論から言ってしまうと、元祖らが特別待遇を受ける根拠は近世を通して変遷している。そして、この変遷が意味するところを検討することが本稿の主要な課題である。萩藩に限らず、藩内に藩主家の分家が存在する事例は珍しいものではない。⁸⁾ しかし、昨今盛んになっている由緒研究においても、これらの藩内分家については検討対象から外れがちであった。その理由として、一つには先述したように、藩内分家である一門は藩主家との系譜関係があまりにも明白であるため、つい議論の余地のない問題として位置づけられてきたのであろう。しかし、本分家関係という視点に立つてみると、従来言われてきたような本家の絶対的優位性や、分家の反発や自立という側面のみではなく、様々の背景の元、同族関係が強化されることもあれば、衰退することもある。⁹⁾ いわば、系譜関係があることが、即座に同族関係の成立を意味するのではないのである。このことは、同族であることを自明の点としてきた一門の位置づけに一石を投じる重要な指摘であろう。

そこで、本稿においては、従来の一門像にとらわれない新たな一門像を導き出したいと考える。そのためにまずは、藩主家が一門の元祖（始祖）である「元就様御子様」の法要に際し、どのような論理を展開したのか検討していく。

一 一門家元祖と藩主家

まず、次章以降の前提として、萩藩一門の存在について各家の成立過

程とともに、先行研究による一門に対する評価とその問題点を指摘する。

萩藩一門は六家で構成されており、席次順に三丘宍戸家・右田毛利家・厚狭毛利家・吉敷毛利家・阿川毛利家・大野毛利家となっている。これらの家は藩内分家であると同時に、加判役や当職^⑩、時に藩主側近である当役への就任を通して、藩政にも関与する存在であった。

ここで、一門六家の由来と概要について見ていく。

三丘宍戸家…元就の娘智である宍戸隆家の子孫。本姓は源。知行高は一一三二九石余。一門一席である。

右田毛利家…元就の七男である天野元政の子孫。文禄年間に毛利姓の賜姓を受けた。本姓は天野氏と同様に藤原。知行高は一

六〇二三石余。一門二席である。

厚狭毛利家…元就八男である毛利（末次）元康の子孫。本姓は大江。

知行高は八三七一石余。一門三席である。

吉敷毛利家…元就九男である小早川秀包の子孫。本姓は大江。知行高は一〇八五五石余。一門四席である。関ヶ原合戦後、復

姓し、毛利を称した。

阿川毛利家…元就二男である吉川元春の二男・繁沢元氏の子孫。元氏の子・元景の代である慶長一八年（一六一三）に毛利姓の賜姓を受けた。本姓は大江。知行高は七三九一石余であり、一門五席である。

大野毛利家…元就二男である吉川元春の三男・吉川広家の三男・吉見就頼の子孫。当初、就頼は吉見家を相続したが、元和四年に吉見広長が誅殺された後、改めて萩藩毛利家に召し

出され、寛永一四年（一六三七）に毛利姓の賜姓を受けた。本姓は吉見氏と同様に源。知行高は八六一八石余であり、一門六席である。

以上のことから分かるように、一門六家はそれぞれ元就と系譜上の繋がりを持っている。このことが、一門という存在を藩主家の「同族」として位置づける根拠であると言えるが、重要なのは、一門六家全体を見た場合、藩主家との系譜関係が一樣ではないという点である。例えば、三丘宍戸家について見てみれば、元就の娘の嫁ぎ先であり、毛利家に由来する家と言うことは出来ない。一方、右田・厚狭・吉敷毛利家については元就の子が始祖となっているが、右田毛利家に関しては、毛利姓を用いるのはあくまでも賜姓の結果であり、異なる本姓を用いている。さらに、阿川・大野毛利家については、吉川家から派生した家である。

さらに、萩藩毛利家の一門の場合、仙台藩における一門とは異なり、役職に就任し、官僚として藩政に関与している。この点について、田中誠二氏は、藩政初期に関し、一門六家と準一門二家^⑪は家臣団編成とともに、加判役の成立にも大きな役割を果たしたと指摘している^⑫。しかし、氏が指摘した家臣団秩序編成の梃子としての一門の役割は、近世を通じて保持されたのだろうか。確かに、萩藩はいわゆる外様の大藩にも関わらず、他家で見られるような大規模な御家騒動を経験しなかった。しかし、そのことが即座に近世を通じた家中の安定を意味しているわけではない。むしろ、表面上での安定を維持するため、藩主家が政治的配慮をする必要があったと考えるべきであろう。

そもそも問題として、「一門」という一つの集団として団結することが可能であったのであろうかという疑問が生じる。先述したように、一門六家は元就との系譜関係を有するとは言っても、その来歴は様々である。家臣であるから同族関係がないとする理解も性急であるが、系譜関係があるからといって、あたかも一体となった同族としてしまうのは、いささか性急な理解ではなからうか。この点について考察するため、本稿が分析対象としたのが、一門六家の元祖（始祖）の遠忌法要をめぐる動向である。様々な来歴を持つ家だけに、各家の元祖（始祖）を誰に定めるかという点だけでも、様々な問題を引き起こした。さらには、こうした一門の訴えを判断する藩側も格式を通し、理想的な秩序の可視化を目指していた。いわば、法要という場を介し、両者の理想がせめぎ合っていたのである。次章以降に起きる問題は、こうした背景に基づいて展開していく。

二 「諸事小々控」から見る先祖の遠忌法要

まず、萩藩側に記録が残る一門元祖の遠忌法要は【表一】の通りである。また、現時点において、これらの事例に関し、事例14の元政二〇〇回忌を除き、一門側が作成した関係文書は見つけられなかった。一方、【表一】記載の事例以外にも、『毛利十一代史』内には元康一〇〇回忌の記述が見られ、「巨室雑載」という史料には内容の写しが存在している。また同じく【表一】に記載がないが、右田毛利家文書の中には元政一〇〇回忌に関する作善記録¹⁶が現存している。しかし、これは法要執行

の具体的な手順や諸家への対応に関する記事が大部分を占めており、おそらく後年の法要のため、右田毛利家が作成した記録であると考えられる。よって、今回は萩藩側の公式記録である「諸事小々控」¹⁷を元に、元祖の遠忌法要をめぐる一門側の主張と藩側の見解を比較検討してみたい。

(一) 「先祖」に関する認識

本稿対象事例の初出は、享保七年（一七二二）元就の娘である五龍一五〇回忌である。この法要に際し、宍戸家の知行所である三丘での法要執行と、萩城下の宍戸家屋敷内における仮位牌建立について、宍戸広隆から藩側に申し入れがなされた。これに対し、藩側は香典銀五枚と上使の派遣を決定するのであるが、注目すべきはこれらの待遇を決定した根拠である。

【史料一】（句読点等は筆者註。また闕字は一字、平出は二字空欄で示した。以下同様。）

（前略）

女儀之御格不相見候、然共秀包・元康など御遠忌之節其在所二而法事有之 上使を其所江被差越候、ヶ様之格を以此度之儀萩宅江可被成上使旨二付而、七月十六日為 上使御使番大庭源大夫を以御香典銀五枚拝領被仰付、御代焼香相勤候事、

（後略）

以上の記述から、藩側が五龍遠忌の待遇を決定するに当たり、類例として想定したのが、五龍同様に元就の子であった秀包と元康であったことが分かる。つまり、藩側は「宍戸美濃（広隆）先祖」である五龍と同

格の存在として、五龍の異母弟である元康や秀包の存在を想定し、判断を下しているのである。こうした藩側の論理によれば、五龍は三丘宍戸家の祖・宍戸隆家の正室であるという以上に、元就の娘という点に重点が置かれていると言えよう。つまり、香典銀五枚（後に儉約により三枚に減少）と上使の派遣という待遇は元就の子であることを根拠に与えられていたのである。しかし、この基準は早々に見直しを迫られることとなった。それが事例2の元氏一〇〇回忌である。

（二）「同列之並」への言及と元祖の確定

五龍の遠忌法要から八年後の享保一五年（一七三〇）、当役・山内広通により、毛利広規（阿川）の元祖・元氏の一〇〇回忌が同年に相当することが藩主・吉元に伝えられた。この要求の中で、広通、そして、その背後に想定される広規自身の論理を見ていくと、明らかに事例1の五龍一五〇回忌とは異なる点が確認出来る。この時の広通の申し出の内容は次の通りである。

【史料二】

一、毛利宇右衛門（広規・江戸加判役）元祖元氏之百年忌当享保十五戌十月十六日ニ相当り候、付而同列之並も有之候付、御香典被下候へしと山内縫殿（広通・江戸当役）内存之趣申由候付、
(後略)

右の申し出から分かるように、広通、そして広規が元氏遠忌における藩側の待遇を求める根拠としているのは「同列之並」、つまりは他一門

との釣り合いであった。これは、元就の子であることを理由にしていた遠忌法要の基準論理とは全く異なるものであると言える。

この申し出を受け、藩側は詮議を開始した。この時、類例として想定されたのは、広規の言う所の「同列」、つまり各一門の祖である宍戸隆家・毛利元政・元康・秀包・就頼であった。

藩側の検討により、四名の中で、香典下賜が証明されたのは、元禄一年（一七〇〇）の元康一〇〇回忌のみであり、その他については、古老の証言などはあるものの、この時点では、明確に根拠となり得る文書の確認には至らなかった。しかし、藩側はこの結果を受け、元氏の遠忌への上使派遣と香典下賜を決定するのであるが、注目すべきは、この決定に当たり、元康遠忌の位置づけが変化している点である。

当初、藩側の調査によれば、元康遠忌は「元就様御子様之儀と候而上使を以御香典銀五枚被遣^②」たとされている。しかし、今回の元氏遠忌への待遇決定に際し、藩側は「御一門衆元祖之内元康百年忌之節上使を以御香典被下例有之儀ニ付、此度元氏百年忌ニも上使を以御香典被下候^③」述べている。つまり、元康の遠忌は「元就様御子様」という論理から、「御一門衆元祖」という論理へと変化しているのである。

この論理の変化が持つ意味は決して小さくない。事例1の五龍一五〇回忌にも言えるが、「元就様御子様」であることよって待遇が決定されるということは、いわば法要対象者である死者自身に対する評価が根幹に存在する。一方、「御一門衆元祖」を論理の基軸に据えることは、前者とは逆に、法要執行者たる子孫、この場合は一門、さらには彼らが所属する家への評価による部分が大きくなる。つまり、前者において、

藩側は元康が「元就様御子様」であるが故に対応をしなくてはならなかったのに対し、後者の論理では、一門家の先祖であるが故に、元康や元氏の遠忌に対応する必要が生じているのである。元康を例にとるならば、この「元就様御子様」から「御一門衆元祖」へと位置づけが変化したことは、萩藩毛利家という家の一員から、厚狭毛利家という個別の家の一員へと変化したことと同義である。これは、元就との系譜関係ではなく、輝元以降の主従関係に重点を置いた論理と言えよう。

しかし、なぜ藩側はこのように異なる理解を示したのだろうか。その背後にある要因として考えられるのが、先述した一門六家の来歴である。

来歴上、今回「同列之並」に拘った阿川毛利家は、吉川家の分家であると言える。つまり、遠忌への待遇が「元就様御子様」であることに起因する限り、阿川毛利家が先祖の遠忌に藩からの待遇を得ることは出来ない②である。遠忌法要が持つ意義については改めて論じる必要があるが、六家の中で遠忌法要に藩からの待遇がある家とない家が存在し、自家が後者に入れられること阿川毛利家にとって好ましい状況であったとは考えられないであろう。一方、藩側にとっても、一門という家格を設けている以上、そこに所属する六家の間に必要以上、例えばすでに決定している席次以上の序列が生まれる状況は、ひいては藩主への不満や家中の動揺へも繋がる可能性を秘めており、決して歓迎すべきものではなかった。この点こそが、阿川毛利家と藩側が【史料二】中に登場する「同列之並」という点で合意出来た理由であると考えられる。つまり、法要という儀礼の場は家格を確認する場であると同時に、維持するための機能も有していたと言えよう。個々の家の家格とはそもそも変動を想定され

たものであり、だからこそ、変動による混乱を避けるために、政治的配慮を必要とするものであったのである。

この享保一五年（一七三〇）の元氏遠忌にあわせて、将来的に大野毛利家の祖・就頼の一〇〇年忌に他一門元祖と同様の待遇を与えることも約束された。いわば、一門六家の元祖が定められたと言えよう。しかし、「元就様御子様」であることが無意味になったのではない。それは、この後も五龍遠忌への待遇に変化がなかったことからも言えるが、それ以上に同一九年（一七三四）の厚狭毛利家の元秋一五〇回忌による所が大きい。

（三）「元就様御子様」の持つ意義

享保一九年（一七三四）、厚狭毛利家当主・就久は藩に対し、先祖遠忌執行の通達とそれに伴う香典下賜や上使派遣の嘆願を行った。しかし、今回就久が想定した先祖は、元康ではなく、その同母兄である元秋であった。ここで、就久が元秋を先祖としたことの根拠について見てみたい。

【史料三】

（前略）

元秋御事大蔵（就久）方先祖之趣之儀、御系譜等二而ハしかと分り不申儀も可有之候、畢竟元秋ハ尼子家人質之気味と相聞、彼地居住之内病死ニ付、元康毛利之御家より右元秋領地三千五百貫御相続被仰付之由 元就様より被対元康御判物被下置、尔今所持、夫故家来等も尼子家より附属之者、元康より伝来共両様に今召抱被居候、右之趣を以元康を元祖之沙汰ニも相成候へ共、先者元秋を始祖ニ被立、其當も有之儀故、右之通ニ此元へも知せ有之可然と右両所ニて候由申来候、^②

(後略)

この中で、就久は元秋の所領や家臣たちが、元康へと引き継がれ、現在の厚狭毛利家へと連続していることを以て、元康を「元祖」、元秋を「始祖」としている。

では、ここで就久が言及している「元祖」と「始祖」にはどのような認識の相違があるのだろうか。注目すべきは、元秋に関する説明の中で、「元秋ハ尼子家人質之気味」と述べられている点である。毛利家から尼子家に対する「人質」であるということは、元秋の存在があくまでも毛利家の一員、特に人質になり得る有力な一員として位置づけられていると言える。また、元康に関しては、元就から判物を得た記述があるのに対し、元秋に対する判物の有無に言及がない点も同義である。いわば、判物を与えられるということは、主従関係の始まりであると同時に、そうした関係を結ぶことの出来る個別の家としての独立をも意味している。つまり、就久の主張によるならば、厚狭毛利家という個別の家の祖¹¹「元祖」は元康であるものの、個別の家として独立する以前の祖、いわば家系の祖は毛利家の内部秩序から逸脱することのなかった元秋であるということになる。

先述した元氏一〇〇回忌に際し、藩側は元康らの存在を「御一門衆元祖」として定め、毛利家、特に藩主家の内部秩序から切り離れた。このことは、毛利家と一門の間に、一定程度の距離が置かれたことを意味する。しかし、今回の就久の見解は、自家の「始祖」として、毛利家の内部秩序の内に位置する元秋を設定し、毛利家との繋がりを強調するもの

であったと言える。

しかし、一つの家に「始祖」と「元祖」を並存させることは、萩藩毛利家にとって一般的な論理であったのか。これに関しては、後述する長府藩毛利家における元清と秀元遠忌において、萩藩毛利家は両名に対する対応に明確な格差を設けているのである。つまり、萩藩毛利家において、家系の祖と個別の家の祖を同列に扱うという発想は決して一般的な論理ではなかった。従って、今回の元秋一五〇回忌においても、誰の功績によってその家が成立したのか、特に藩政開始時期に限定して考慮するならば、藩側は元秋遠忌への待遇を元康遠忌と比べ軽いものとすることも可能だったと言えよう。しかし、藩側はそれをしなかった。そして、以下のような見解を示したのである。

【史料四】

(前略)

元秋当年百五十回忌ニ候へハ、享保二年百回忌ニ相当り候付而、其節之控物等見合せ候へ共、御香典等拝領之儀不相見候、然共元秋者 元就様御子様之儀、其上近年元氏百回忌之節御沙汰有之、御一門衆元祖年忌之節ハ御香典拝領可被仰之由、就被仰出候、右之趣速 御聞候処、此度も大蔵(就久)方へ御香典拝領可被仰付旨ニ付、御香典銀三枚仕出被申付、上使御使番を以可差越之由、²³⁾

(後略)

ここで藩側は、元秋が「元就様御子様」であること、元氏一〇〇回忌時に「御一門衆元祖年忌」に香典を与えることを定めたという理由を以

て、他一門元祖と同様の待遇を決定している。いわば、遠忌法要に香典を与える根拠をめぐり、①「元就様御子様」であるためという理解と②「御一門衆元祖」であるためという理解とが混在している。この時点で、未だに①「元就様御子様」であるという点は、藩側にとっても重みを持っていたとも言える。

しかし、この後には、遠忌法要の根拠が①「元就様御子様」であるためなのか、②「御一門衆元祖」であるためなのかという点が言及されなくなった。それは、元秋一五〇回忌以降、すでに一〇〇回忌における香典下賜や上使派遣の先例が存在する宍戸隆家や元康らの遠忌が続いたためである。こうした事例に際して、藩側は待遇の根拠を詮議することはなく、あくまでも先例に沿った対応に終始した。それは、「元祖」とするには違和感の残る五龍についても同様である。事例8の五龍二〇〇回忌に際し、彼女の肩書きは「元就公御姫様・宍戸隆家室」とされているものの、香典下賜の根拠はあくまでも事例1の先例に基づくものであるとされた。

しかし、こうした先例至上主義の中で、一度だけ先例が覆された事例がある。それが安永九年（一七八〇）の元氏一五〇回忌である。

（四）「家」の論理と「同列」の論理の相克

安永九年（一七八〇）一月二五日、阿川毛利家当主・信任から萩藩毛利家に対し、元氏一五〇回忌（事例9）執行が申し入れられた。今まで見てきたように、先例に従うなら、阿川毛利家からの申し出を受けた藩側は藩主の意見を伺いつつ、元氏一〇〇回忌の先例に従い、待遇を決

定したであろう。しかし、この事例においては、藩主である重就が香典下賜・上使派遣という待遇を取ることに異議を唱えたのである。何故、重就はこのような行動に出たのであろうか。この点について、重就の見解を述べた【史料五】を見てみたい。

【史料五】

（前略）

依之及 御聞候処百年忌之節拝領被仰付候得者、此度も 上使御使番を以御香奠拝領可被仰付候、然処新之丞（信任）事未家督以後御礼をも不申上、初而之 上使御香奠拝領被仰付もいかゞ二付此度者 上使被成間敷との御事、此段者 上御心を被用、右之通被成 御意御心入之御事ニ候、

（後略）

ここで重就は、信任（新之丞）が未だに家督相続の礼を行っていないことを問題として挙げています。この点について、時系列を追って説明する。同年一〇月一日、重就は萩を出発し、江戸へ向かった。これに対し、信任が先代当主・就禎から阿川毛利家の家督を譲られ、正式に当主と認められたのは、その前日の一〇日であった。つまり、家督相続翌日に重就が江戸へ出発してしまつたため、信任は家督相続の礼の使者を派遣しないままとなつていたのである。つまり、家督相続は藩主からの許可のみではなく、その後の使者派遣を経て初めて完結する儀礼であり、それを終えない内は、信任は正式な当主としては認可されていない状態であつたと言えよう。同時に、この点は、重就が元祖遠忌法要をめぐる

待遇を、元祖ではなく、その時点における当主の状況から判断していると言える。

しかし、この元氏一五〇回忌をめぐる動向はこれで終わらなかった。先例通りの待遇を与えないことを明言した重就であるが、同時に以下のような見解を示し、信任に伝えている。

【史料六】

(前略)

然とも上使無之於下氣之毒之筋も有之候ハ、先格之通尤正忌日者疾相濟、延引之儀ニ付法事相濟候已後たりとも 御香奠拝領可被仰付との御事ニ付、前断之趣新之丞方江通達相成、今一応趣申越候様ニと十一月十八日返、

(後略)

ここで注目すべきは、重就が先例通りの待遇を与えないという姿勢を見せつつも、全く何もしなければ阿川毛利家が「氣之毒」であるとし、後日の香典下賜を約束している点である。

何故、重就はこのように、一見すると矛盾するような姿勢を見せたのであろうか。筆者が考えるに、この状況の根底には一門元祖遠忌をめぐる「家」の論理と「同列」の論理の相克がある。

先述してきたように、遠忌法要への藩が介入する根拠は「元就様御子様」であること、いわば、「血」に基づいて行われてきた。しかし、今回の当事者でもある阿川毛利家の訴えにより、遠忌への待遇は元氏一〇〇回忌(事例2)の取り決めに見られた「同列」の問題、つまり、一門

という集団に対して行われるものとして位置づけられるようになった。

しかし、今回の元氏一五〇回忌において重就は、各家の頂点たる当主の社会的地位(信任の場合、正式な儀礼を経っていない状況)に基づき、元祖への待遇を変化させている。これは、それぞれの家の状況を基準にした「家」の論理とも呼べるであろう。つまり、重就は一門の元祖がどういった人物なのかという点ではなく、子孫たる一門を基準として、どういった人物の先祖なのかという点を重視していたのである。この論理の下では、今回のように当主の社会的地位が盤石ではない場合や、当主が政治的に排除されている場合には、当事者の先祖たる人物への待遇にも反映されたであろう。

しかし、ここで問題となるのが、「同列」の論理である。そもそも、この論理が生じた契機は、一門内部の序列化の抑止であったはずである。にも関わらず、ここで「家」の論理のみを優先し、阿川毛利家への待遇を否定する場合、一門内にある同家の家格に与える影響は決して小さくないであろう。後述するが、遠忌法要における急激な待遇低下に伴う家格低下に関し、藩側も一定程度の懸念を抱いている。まして、家臣団における最上級家格である一門の場合、家格低下が生み出す余波を軽視することは出来なかったであろう。史料中に見られる「氣之毒」という文言も、こうした危惧に基づくものであったと考えられる。

以上の点から考えると、この元氏一五〇回忌の意義について、以下の二点が指摘出来る。まず一点目として、一門元祖に対する認識は、元祖の存在そのものというよりも、一門らに対する評価によって決定されていたという点である。いわば、藩側は、法要対象者である一門に対し、

香典を与え、使者を派遣するというよりも、法要執行者である一門当主に対し、待遇を与えるという認識が強くなっていったと言えよう。

しかし、同時にこうした「家」の論理一辺倒になることで、先例を覆し、一門という特定の家格集団内の秩序を破壊することに関して、藩側は極めて慎重であった。この点が二点目である。これらの二点から考えて、阿川毛利家という「家」の問題と、一門という「同列」の問題が相克した結果が、この元氏一五〇回忌をめぐる一連の動向であったと言える。

三 毛利家関係者の遠忌 — 外戚・枝葉・支藩主を事例に —

先述してきたように、一門元祖遠忌に対する藩側の待遇は、元氏一五〇回忌を最後に、基本的に大きな変化のないまま幕末へと至った。このようにしてみると、一門元祖遠忌に対し、藩側や一門の中でも様々な議論があり、見解の変遷はあったものの、待遇自体に大きな変化はなかったと言えよう。しかし、これら一門に対する待遇とは対照的に、変動が大きかったのが、一門以外の先祖遠忌に対する待遇である。よって、ここでは少ない事例ではあるが、一門元祖らと同じように、毛利家と血縁関係や婚姻関係を持つ人々の遠忌に着目し、一門の事例と比較検討してみたい。

(一) 外戚に対する遠忌法要 — 児玉元良一五〇回忌を事例に —

まず取り上げるのは、享保一八年（一七三三）に執行された児玉元良一五〇回忌である。この児玉元良とは、輝元側室・二之丸の父親であり、

萩藩初代藩主・秀就と徳山藩初代藩主・就隆の外祖父に当たる。ちなみに、輝元正室の実父は、三丘穴戸家元祖・穴戸隆家である。元良の子孫は藩政期には寄組²⁸に所属し、知行高は三〇四〇石余である。この知行高から見ても、一門らには及ばないものの、家中においては上級家臣と呼ばれる存在であった。付言すれば、二之丸が初代藩主の生母であることを除き、藩主家からの血の流入は起きていない。

元良一五〇回忌を検討するに当たり、まずは、遠忌法要執行に際し、児玉家が行った主張の内容を整理してみたい。

【史料七】

(前略)

児玉三郎右衛門より申出候趣ハ先祖三郎右衛門元良百五十年忌当十一月十九日ニ当り候、付而於洞春寺存志執行仕候、先年百年忌之節も 吉就様御代ニ而為 御名代児玉五左衛門参詣被仰付、御香典銀三枚拝領被仰付、且又五十年忌之節ハ 秀就様御代ニて公儀法事被仰候、右奉行益田孫右衛門へ被仰付候、其以前之年忌等之儀者年久敷儀ニ而得与相知不申候、前々少志仕候節者申出来候由ニて申出候付、此度も 御名代被成御意御香典拝領可被仰付哉、如何申越候様申来候、²⁹

(後略)

この史料から、a元良遠忌は確認出来る範囲では、五〇・一〇〇回忌の二度行われている点、bその際、藩側から香典下賜や上使派遣があった点、c特に初代藩主秀就治世に執行された五〇回忌には、藩主催の法要も執行された点が児玉家の主張の要点として指摘出来る。

この申し出に対し、藩側は一門の事例と同様に、先例の検討を行った。その結果、五〇回忌の藩主催の法要については言及していないものの、天和三年（一六八三）の一〇〇回忌に藩が香典銀三枚を下賜したこと、代参を派遣したという記録の存在が確認された。

この先例が確認された点を見るならば、児玉家の要求自体は、極めて妥当な内容であると言えよう。にも関わらず、藩側は児玉家への待遇を縮小する決定を下した。その論理について、藩側の見解を見てみる。

【史料八】

(前略)

百年忌ハ寿徳院（吉就）様御代之儀御外戚高祖父之御続ニ候ヘハ左様も可有候儀、於尔今ハ段々御続キも遠ク被為成候儀、乍去妙寿（隆元正室）様御父内藤興盛 清光院（輝元正室）様御父宍戸隆家、御本室御外戚之儀猶以年忌之節 御名代御香典等之御沙汰可有之儀ニ付、御控をも見合させ候へ共、右両所遠忌之節之趣不相見候、然共此度一向御沙汰無之候てハ於三郎右衛門家格も覆候様可存と各申談、右令僉議候趣旁逮 御聞候処、三郎右衛門方之議五十年忌・百年忌追々事軽ク御仕成も相成たると相見候、付而旁此度者御香典計拝領可被仰付旨ニ付、銀子式枚仕出申付、^⑩

(後略)

この史料から藩側の主張を整理すると、以下の三点に要約出来る。

i 元良一〇〇回忌の際の藩主・吉就にとつて、元良は「高祖父」であり、この続柄が待遇決定の根拠であったが、現在はこうした血縁も

薄くなっている。

ii 「御本室外戚」である内藤興盛・宍戸隆家の遠忌に際し、外戚であることを理由に香典下賜や名代派遣を行った記録はない。

iii しかし、全く沙汰がなければ、児玉家の家格を揺るがす問題となるので、以前より減じた香典銀二枚の下賜が相当である。

まず、i について見ていく。この元良一五〇回忌執行時の藩主は、六代藩主・宗広であった。この宗広は萩藩五代藩主・吉元の息子であるが、吉元自身は長府藩の出身であった。つまり、この一五〇回忌時点において、児玉家と藩主家との血縁関係は消滅していたと言えよう。この点も、藩側が元良遠忌に対し、消極的な対応を取る一因となったのでないかと推測される。

次にiiである。ここで極めて興味深いのが、藩側が宍戸隆家遠忌に際し、特別な対応を行っていないと述べた点である。一見すると、今まで見てきた一門元祖の遠忌法要の事例と矛盾するようにも見える。しかし、この史料の文脈から考えるに、ここで藩が意図しているのは、宍戸隆家に対し「御本室外戚」という点を遠忌法要の根拠とはしていないということであろう。このことから、藩側が宍戸隆家という存在を、外戚という点に基づいては評価していなかったという点が明らかになる。

最後のiiiである。iiと児玉家への待遇に対し、藩側は否定的かつ消極的な見解を示してきた。しかし、最終的に藩は児玉家の遠忌法要に何らかの対応を取らなければ、同家の家格に関わる問題であると捉え、香典下賜を決定している。換言すれば、現時点における児玉家の家格は、香典銀三枚（一門と同額）や代参派遣は不相応であり、香典銀二枚のみ

という格式が相当であると同時に、上記の待遇を与えなければ維持出来ないものであった。ちなみに、天明三年（一七八三）の元良二〇〇回忌には、さらに待遇が縮小し、香典銀一枚のみが与えられている。従って、児玉家は近世初頭から、遠忌法要に対する待遇が縮小し続けていたと言える。この点から、遠忌法要の待遇とは、定められた家格に基づき、常に一定であったわけではなく、その時点における家や当主の立ち位置により、変動するものであったと言える。

（二）「元就様御子様」に対する遠忌法要 — 元清遠忌を事例に —

次に検討するのは、一門元祖の元政や元康、秀包と同様に「元就様御子様」である穂井田元清の遠忌である。ここで、元清について若干説明を行う。元清は元就の四男であり、同母弟に右田毛利家祖の元政、吉敷毛利家祖の秀包がいる。この元清の息子が一時輝元の養子となり、後に長府藩初代藩主となった秀元である。³¹⁾

元清遠忌に関する「諸事小々控」の記事は、延享二年（一七四五）— 五〇回忌と寛政八年（一七九六）二〇〇回忌の二つである。

まずは、延享二年（一七四五）の元清一五〇回忌について見てみる。この事例は、元就菩提寺である洞春寺からの申し出によって、毛利氏の祖である季光らと共に、元清の一五〇回忌がこの年に該当することが判明したことから始まった。洞春寺の申し出によれば、元清の位牌が「御枝葉³²⁾」の中に存在しており、藩から調査を指示されたため報告したとしている。これに対し、藩側は元清遠忌は、直系の子孫たる長府藩毛利家で行っていることを理由に、萩藩毛利家において、特別な法要は行わな

いと返答した。

元清一五〇回忌については、管見の限り、これしか記述が見いだせないが、続く二〇〇回忌については、多少詳細な記録が残っている。寛政八年（一七九六）、長府藩毛利家から元清二〇〇回忌執行を伝えられた萩藩毛利家は、香典下賜と代参派遣を決定し、藩士を長府へ派遣した。ちなみに、この時の香典金額は一門元祖と同額の銀三枚であった。この他、元清遠忌に際し、一門遠忌と比較して萩藩側に際だった動きは見られない。先述したように、元祖の遠忌法要への萩藩からの待遇が、その時点における家格を反映しているのであれば、元清の事例は、萩藩が長府藩を一門と同列に考えていることの表明なのであろうか。この点に関し、結論を出す前に、元清の息子である秀元の遠忌法要について見てみたい。

（三）長府藩毛利家に対する位置づけ — 秀元遠忌を事例に —

「諸事小々控」の中で秀元遠忌に関する記事は、寛延二年（一七四九）— 一〇〇回忌と、寛政二年（一七九九）— 一五〇回忌の二つである。

まず、寛延二年（一七四九）の一〇〇回忌について見てみたい。この際、長府藩毛利家は江戸の菩提寺である泉岳寺と国許の菩提寺である巧山寺の二ヶ所で法要を執行しているが、萩藩は江戸・国許双方の法要に藩士を派遣し、香典を与え、代焼香を行っている。

実は、この時、萩藩内部では、秀元遠忌に対する香典金額に関し、元禄十二年（一六九九）の五〇回忌の銀三枚という先例から、銀二枚へ減額する案が浮上していた。しかし、この減額案を覆す根拠となったのが、「秀元様御各別之御事³³⁾」という点であった。

さらに、やはり同様に「秀元様之儀ハ各別之御事」²⁴であることを理由に、萩藩は輝元菩提寺である天樹院において、秀元一〇〇回忌に合わせ「茶湯」と呼ばれる簡単な法要を執行しているのである。これは、秀元五〇回忌には執行されていなかったが、先述の「各別」という理由を以て執行されたものである。

このような待遇（香典下賜・代参派遣・茶湯執行）は寛政十一年（一七九九）にも同様に行われている。ちなみに、秀元と同様に元就の孫である吉川元長（吉川元春の長男）の遠忌に際し、萩藩は香典下賜や代参を行っているものの、自家主催の法要は行っていない。つまり、茶湯執行は元就や元清との血縁ではなく、文字通り「秀元様各別之御事」を根拠に執行されたのである。

では、ここで萩藩が想定している「各別」の具体的な内容とはどういったものなのであろうか。萩藩はこの点に関し、明確な記述を残していない。しかし、これまで検討してきた他の事例と比較して考えるに、この秀元が持つ「各別」の理由とは、輝元との関係ではなからうか。

拙稿²⁵の中で言及した点であるが、萩藩にとって、長府藩とは秀元が一時輝元の養子となったことにより成立したものであった。言うならば、長府藩毛利家という家は、輝元との関係によって、元清ではなく秀元が創設した家であったのである。よって、長府藩毛利家の元祖は元清ではなく、秀元であり、同家に対する位置づけも後者の遠忌に、より強く反映されていると言えよう。

むすびにかえて ―同族の元祖をめぐる認識―

一門元祖の遠忌をめぐる待遇の変遷をまとめるならば、元就との関係重視から、実際の家の立ち位置を重視する傾向への移行であると言えよう。当初、藩側は「元就様御子様」であることを根拠に、元康ら一門元祖の遠忌法要に対応してきた。しかし、一門という家格の中で、こうした待遇のある家とない家という格差が存在することは藩側にとっても、また待遇を得られない家にとっても好ましい状況ではなかったと言えよう。そのため、藩側は元氏一〇〇回忌を契機に、「一門元祖」の遠忌法要には六家同列の待遇を取ることを決定した。このことは同時に、「元就様御子様」である元政・元康・秀包が「一門元祖」として、個々の家の祖として萩藩毛利家から切り離されたことを意味している。

特に、重就治世に見られた元氏一五〇回忌における動向は、この時期に至り、藩が法要に介入する根拠が法要対象者ではなく、その時点で生きている一門自身へと移行したことを示している。つまり、藩側は一門の元祖の血縁や武功ではなく、家臣団最上級家格である一門の元祖であるが故に待遇を行っているという認識に至ったのである。一門元祖の遠忌法要は、待遇上大きな変化はないように見えるが、実際には、血縁や系譜関係に基づく待遇から、家中における家の立ち位置に基づく待遇へと論理の変化が起きていたのである。

このことは、一門以外の遠忌に対する藩側の待遇からも見て取れる。藩政開始直後には、外戚として、一門をも越えるような待遇を受けていた児玉家は、代を重ねるとともに、外戚としての存在意義を失い、現実の児玉家の藩政上の位置づけに則した規模へと縮小していかざるを得なかった。逆に、長府藩毛利家の秀元遠忌は一〇〇回忌以降規模を拡大し

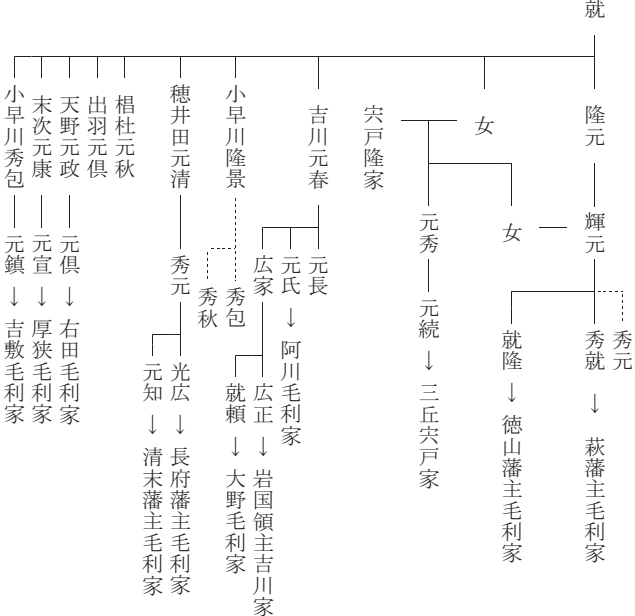
ていった。しかし、長府藩毛利家の遠忌は、秀元とその父である元清への待遇を明確に区別することで、誰の功績によって家が創設されたのかを明確にしていた。言うならば、元清と他一門元祖への待遇が同格だったのは、長府藩毛利家は輝元との関係によって成立した家であるという萩藩の認識を反映していると言える。

最後に、遠忌法要と藩内秩序の関係について述べておきたい。当初こそ、遠忌法要に対する待遇は元就との系譜関係に由来する問題であった。しかし、次第に、そうした性格は薄れ、一門同列の待遇へと変化していった。いわば、意図的に一門六家それぞれの来歴を相対化し、それによる序列化を防止する方向へと進んでいたと言える。さらに、この一門六家の遠忌法要の場合、準一門二家が一体の存在としては想定されていないという点も藩内秩序を考える上で大きな意味を持っている。つまり、一門六家と準一門二家は、全く別の論理に基づいて成立する集団であると言える。そのため、実際に果たす役割が同一であるにも関わらず、本稿で分析したような局面においては、明確に区別されていたのである。

藩側は一門という家格集団を明確に区別する一方、その内部における最低限の席次を越える序列化に関しては否定的な見解を示し、同列の維持に終始している。しかし、実際には、一門側からは家紋の問題や代焼香の問題など、一門同列ではない待遇を求める訴えが近世を通じて多発している。つまり、一門として一括に把握する藩側の理解とは必ずしも一致しない状況が続いていくのである。このことから、家臣の家は、単に定められた家格相応の待遇を望むのではなく、それぞれ自家や自身の理想的な立ち位置を持ち、それらの実現に向け、少しでも藩側の思惑と一

致するように苦心していた。今回の事例を挙げるならば、厚狭毛利家と阿川毛利家の場合、一門六家内部の序列化の抑制、かつ元就の存在を重視する藩側の思惑と一致したため、待遇が確立したものの、児玉家の場合、一致に至らなかったと言いうことが出来る。つまり、法要という儀礼の場は、現行の家格の反映であるのみならず、理想的秩序を可視化する場でもあった。そして、その特性故に、家格という固定化された枠組みが全てを解決したのではなく、本稿で検討したように理想的な秩序を実現しようとする藩と家臣の家とのせめぎ合いが起きていたのである。従って藩側が約束した待遇とは、こうしたせめぎ合いの産物であったと言える。

【系図一】※『もりのしげり』より作成



※実線は実子、点線は養子関係。
 ※『もりのしげり』とは、大正五年（一九一六）に毛利家編輯所職員の時山弥八が上梓した書籍であり、藩政期における萩藩内の家臣団の概要や職制について述べられている。

【表一】藩政期における一門先祖の遠忌法要（「諸事小々控」より筆者作成）

事例番号	年号	法要内容	藩主	執行者
1	享保七年（一七二二）	五龍一五〇回忌	吉元	宍戸就延
2	同一五年（一七三〇）	元氏一〇〇回忌	吉元	毛利広規
3	同一九年（一七三四）	元秋一五〇回忌	宗広	毛利就久
4	元文四年（一七三九）	宍戸隆家一五〇回忌	宗広	宍戸広周
5	寛延三年（一七五〇）	元康一五〇回忌	宗広	毛利元連
6	同年	秀包一五〇回忌	宗広	毛利元直
7	宝暦六年（一七五六）	元政一五〇回忌	重就	毛利広定
8	安永二年（一七七三）	五龍二〇〇回忌	重就	宍戸就年
9	同九年（一七八〇）	元氏一五〇回忌	重就	毛利信任
10	天明三年（一七八三）	元秋二〇〇回忌	治親	毛利就宣
11	寛政二年（一七九〇）	宍戸隆家二〇〇回忌	治親	宍戸就年
12	同一〇年（一七九八）	元康二〇〇回忌	斉房	毛利就宣
13	同一一年（一七九九）	秀包二〇〇回忌	斉房	毛利房直
14	文化四年（一八〇七）	元政二〇〇回忌	斉房	毛利房顕
15	文政六年（一八二三）	五龍二五〇回忌	斉元	宍戸親朝
16	同八年（一八二五）	就頼一五〇回忌	斉元	毛利親頼
17	同一三年（一八三〇）	元氏二〇〇回忌	斉元	毛利熙徳

註

- (1) 現在、大名家の分家については数多くの研究がなされている。全てをここで列挙することは出来ないため、近年の研究成果として、野口朋隆『近世分家大名論』（吉川弘文館、二〇一一年）を挙げておく。
- (2) 佐藤宏之『近世大名の権力編成と家意識』三四頁（吉川弘文館、二〇一一年）。
- (3) 『同右』三六頁。
- (4) 笠谷和比古『主君「押込」の構造』（平凡社、一九八八年）。
- (5) 深谷克己『津藩』（吉川弘文館、二〇〇二年）。
- (6) 例えば、津藩藤堂家では、名張藤堂家が享保二〇年（一七三五）「享保事変」と呼ばれる独立運動を展開している。（前掲深谷氏（5））また、家臣か直参か評価が分かれるところであるが、萩藩毛利家においては、岩国領吉川家による家格上昇及び独立運動への対応に苦慮していた（『岩国市史』一九七〇年）。
- (7) 田中誠二「萩藩の家臣団編成と加判役の成立」（『山口大学文学会志』五五号、二〇〇五年）。
- (8) 例えば、鹿児島藩島津家や仙台藩伊達家、金沢藩前田家内には、同名字の藩内分家が存在している。これらの藩内分家は成立時期や、役職に就任するか否かなど多少の違いはあるものの、家臣団における最上級家格として藩政へ一定程度の影響力を持っていた。
- (9) 野口朋隆『近世分家大名論』（吉川弘文館、二〇一二年）・同氏「再生される本分家関係―長岡・小諸・笠間各牧野家における同族的結合の構築過程―」（『茨城県史』九六号、二〇一二年）。
- (10) 加判役とは、重要書類に加判をする役であり、一門六家の当主の内三人が勤めた。この内一名は藩主の参勤に従って在府し、江戸加判役と呼ばれ、反対に国元に残った二人は国元加判役と呼ばれた（小川國治『毛

利重就』吉川弘文館、二〇〇三年)。

(11) 当職とは、藩庁諸役所を統括する役職であり、大きな権限を有したため、国元の最高権力の役職とも言われる。寛文期以降は、一門六家と準一門二家の当主が勤めるようになった(同氏『同右』)。

(12) 準一門とは、萩藩家臣団内において、一門の次ぎに位置する家格である。この準一門の家格に属するのは、益田家・福原家の二家であり、代々家老職に就任したことから「永代家老」とも称される。

(13) 前掲田中氏(7)。

(14) 『毛利十一代史 第三卷』(大田報助編、マツノ書店、一九八八年)。

※初版一九〇七〜一九一〇年。

(15) 「巨室雜載」山口県文書館所蔵毛利家文庫。

(16) 「毛利元政様御百年忌御法事記録」山口県文書館所蔵右田毛利家文書。

(17) 「諸事小々控」(山口県文書館所蔵毛利家文庫)とは、萩藩内における様々な事柄に関する記録集である。その内容は、藩主の動向から支藩との関わり、さらには藩士の進退や百姓・町人の出奔や表彰まで多岐に渡っている。本稿において検討する一門の遠忌法要についても、この「諸事小々控」に収録されている。

(18) 「諸事小々控八」(五三の一四)山口県文書館所蔵毛利家文庫。

(19) 「同右」(五三の三四)。

(20) 「同右」(同右)。

(21) 「同右」(同右)。

(22) 右田毛利家を例にすると、領地である右田・天徳寺での元政遠忌に際し、当主の近しい親類の他、領内の家臣や三支藩、吉川家をも法要に招待している。このように、領内で執行される大規模な法要は、右田毛利家の持つ家臣という性質ではなく、地方知行制に基づく領主としての性質と強く関連すると考えられる。本稿の論点と外れるため、今回はこう

した領地での法要が、右田毛利家の領民や家臣にどのような影響を与えたのか、改めて検討する必要があることを述べるに止めておきたい。

(23) 「諸事小々控八」(五三の四四)。

(24) 「同右」(同右)。

(25) 「同右一五」(二〇の一)。

(26) 「同右一五」(二〇の一六)。

(27) 「同右」(同右)。

(28) 寄組とは、初代藩主秀就によって定められた家格で、当初は大組を統括する役割を期待された。家中においても高禄の藩士が所属しており、時には一門・準一門らと並ぶ役職に就任することもあった(小川國治『毛利重就』吉川弘文館、二〇〇三年)。

(29) 「諸事小々控八」(五三の四四)。

(30) 「同右」(同右)。

(31) 輝元の養子の地位を退く前後の秀元の動向については、田中誠二「萩藩本・支藩関係をめぐって」(『山口県地方史研究』六一号、一九八九年)や同氏「毛利秀元論」(『同』六二号、一九九〇年)で詳しく分析されている。

(32) 「諸事小々控一一」(一五の六)。

(33) 「同右一二」(二六の一六)。

(34) 「同右」(同右)。

(35) 拙稿「家格争論から見る吉川家認識―毛利家・吉川家を事例に―」(『社会文化史学』五七号、二〇一四年)。

本論文の執筆のための史料閲覧・収集に際し、山口県文書館の皆様には御高配を賜りました。この場を借りて、心より御礼申し上げます。

(ねもと・みなみ 筑波大学大学院人文社会科学研究所院生)